

日本人と「働き方改革」

千葉県・国府台女子学院高等部 2年 児島 紫苑

100回記念を迎えた今夏の全国高校野球は、終盤異例なほどの盛り上がりだった。今年の甲子園の主役は何といっても秋田県立金足農業高等学校のエース、吉田投手だろう。決勝に臨むインタビューで、吉田選手は自分の野球帽のつばを裏返して見せた。こう書いてあった。

「マウンドは俺の縄張り 死ぬ気の全力投球」

思わず私はテレビに釘付けになってしまった。さらに吉田選手は答える。

「この身が砕け散ろうと、死んでも投げ切ります！」

意欲満々の心意気は、まさに真夏の太陽だ。

「死ぬ気で〇〇する。」とか「死んでも××しないぞ。」とか、日本人は何かに一生涯懸命取り組む気合いを語る時「死ぬ」という言葉を使いたがる。日本以外でも、こういう表現をする国が他にあるのだろうか？それとも、これこそが「大和魂」とでもいうものだろうか。

私の父方の祖父は私が生まれる前、56歳という若さで他界していた。祖母が溜め息まじりに呟いた言葉が、かすかに記憶にある。

「役所と心中したようなもんだ。」

私は幼く、どういう意味だか当時はわからなかった。でも、今なら理解できる。

祖父は中央省庁に勤める国家公務員だったそう。父は子供時代、平日は一緒に食卓を囲んだ記憶がないと言う。毎晩帰宅は夜中の12時を過ぎ、早朝には出勤するのが日課だった。体調を崩し、1、2回はどうかこうにか休養に漕ぎ着けたが、その後、不調を訴えた時、それでも勤務先へ行くと家族の忠告を払い除け、玄関先で倒れたらしい。急性心不全だった。当時留学中だった父は、父親の急死に急遽帰国を余儀なくされた。今では淡々と語られる我が家の昔話だが、その後の祖母の苦労話を、今も折に触れて聞かされる。「おじいちゃんも、孫の誕生を祝う家族写真に、きっと一緒に入りたかったに違いない。」と思うと、

何だか寂しい。

仕事漬けの日々、突然死ともなれば、その膨大な仕事量と急性心不全という診断名を鑑みて「過労死」では？と誰もが容易に推測する。では、その責任の所在はどこにあるのだろうか。

父の話では、昭和2年生まれの祖父は、いわゆる軍人教育を受けて育った筋金入りの人間だったらしい。戦後日本は高度経済成長期に突入し、勤務先では「日本の農業は、自分が支える。」と、強固な責任感と崇高な理想に燃え、同期の中でも群を抜いていたそうだ。敗戦を機に、日本が廃虚からこれほどまでに経済大国への階段を一気に駆け上がってきた背景には、祖父のような頑固一徹な強靱な日本人の仕事人間たちがいたからに他ならない。彼らの猛烈なほどの勤勉さと、命を顧みない仕事の鬼という大和魂が、日本国土一面に満開の花を咲かせたと言っても過言ではない。世代や時代が違っても、「死んでも目標は達成する」という魂に込めた気迫が、吉田選手と祖父に重なり合う。

今、祖父の年齢を越えた父は、亡き父に問うてみたいと言う。「人生の中で、一体何が楽しかったのか？」と。たぶん「仕事」と答えただろうと父は苦笑する。父も、そんな祖父をやはり、心の奥では尊敬しているのだ。

ではなぜ、私は吉田投手の「死ぬ気の全力投球」という言葉が、頭から離れないのだろうか。どんなに投げ続けようと、本当に死ぬわけではないのに。

大手広告代理店の新入社員が過労自殺し、その裁判のゆくえが私はずっと気になっていた。元上司に対する東京地検の不起訴処分は検察審査会でも覆ることなく、テレビに映る遺族の会見は痛々しかった。一体、責任の所在はどこにあるのか。何が悪くて、誰が罰せられるべきなのだろうか。

企業にとって利潤追求は当然だが、過剰な利益優先主義が時として、その歯車の一員に取り返しのつかない刃を向ける。私が一番驚いたのは、その大手広告代理店が社員の行動規範を十箇条で示した「鬼十則」の存在だ。仕事に対する五箇条目に、こう書いてあるらしい。

「取り組んだら放すな、殺されても放すな、目的完遂までは……。」

この社訓の中でも「死んでも〇〇する」という表現が出てくる。ぞっとする。これを忠実に守った挙句の果てが違法残業事件なのか。祖父の過労死とは意味が違う。祖父の死は、大義名分のもとに。それに反して前述の社員の死は、「会社」

という名の人間破壊装置に付いたボタンの誤作動のもとに。本来、失われるはずのなかった命。

新聞報道によると、2017年度、過労死や過労自殺で亡くなり労災認定された人は、計190人にもものぼるそうだ¹⁾。2015年に「過労死防止大綱」が策定されたものの、効果が無かったことになる。いずれも長時間労働が背景にあり、亡くなった人の時間外労働は「過労死ライン」とされる月、80～100時間を超えていた。労災認定の中でも心を病む人の数も506人と深刻だ。職場のパワハラやいじめ、セクハラという言葉が、ニュースで報道されない日は無いのでは？と思われるほど、今年は各界で威勢をふるっている。結局は、法律で縛らなければ問題は解決しないのだろうか。

今夏、「働き方改革関連法」が成立し、2019年4月から段階的に施行されることになった。法の力で過労死も心の病も減るなら、画期的な試みである。新聞報道によると、2019年度予算案概算では、この改革に計3,800億円を計上し、急務とされる過労死防止体制作りにも270億円を要求しているそうだ²⁾。政府が職場改革に本腰を入れ始めた証拠だ。しかし適正に機能するのか不安もある。私が就職する約6年後には、この法律がどの職場にも隅々まで浸透していなければ困る。不安要素を考えてみた。いくら法で残業時間上限を規制し、勤務間インターバル制度を導入しようと縛っても、100%順守されるだろうか。高度プロフェSSIONAL制度では、違法労働に該当するかどうかの見極めが難しい。年次有給休暇の消化率も義務づけられたが、休みを取ることへのためらい、プレッシャーは皆無だろうか。違反した場合の企業への罰則も盛り込まれたが、ごまかしやつじつま合わせが絶対起きないと断言できるだろうか。自分なりに、その打開策を思い巡らせてみた。働き方改革には「外」からの圧力と「内」からの個々の意識改革が必要なのではないかと考える。

まず外側からの圧力について述べたい。労働基準監督署の権限の強化だ。「労働Gメン」の名の通り、社内の順法状況調査や行政指導処分を極限まで徹底的にやってほしい。この改革は今、最もタイムリーな話題なので、ドラマや映画の1シーンに近々きっと登場すると私は思っている。そのくらいの迫力で企業内の闇部分、違法労働に鋭い刀で斬り込んでほしい。またブラック企業に喘ぐ社員が内部告発しやすい環境を盤石の態勢で整えてほしい。告発した社員が不

利益を被ることなく、改善された職場で働き続けられるよう、働く側の権利と保護が約束されなければならない。そして最後に、カウンセリング等を含めた法的相談窓口となる受け皿を増やす必要がある。1997年に日本が金融危機に陥って以降、自殺対策NPOが重要な役割を果たしたように。心のケアも、法的手段に対応できる分野も、両方兼ね備えた機関の充実が急がれる。

次に内側からの力だ。つまり人間側からの意識変革。企業の一員である以上、利益追求は当然である。だが、それが飽くなき追求であって良いのか、という立ち返りである。つまり人が仕事という手段を通して賃金を得、そのお金は何のため？という原点に立ち戻ってみる。もちろん、それは生活。食べていくため。家賃、公共料金、家族がいれば育児、教育費と続く。健康面もある。余暇や趣味のための貯蓄が最優先という人もいるかもしれない。全身全霊で仕事に打ち込む人も、それはそれで美しい。しかし、常に問い続けていたい。私達は企業の一員であると同時に、人間としてかけがえのない社会の一員であるということ。そして家族の一員であるということ。会社や企業のために、誰一人として身を滅ぼしてよいというシナリオは決して存在しないのだ。許されない。

働き方改革と個人の価値観の変化が両輪となって進む将来、私は少し楽観的に考えている面もある。それはいわゆる「ゆとり教育」を受けた世代への期待感だ。「ゆとり世代」が今すでに社会人となり、管理職比率を大きく占めた日本では、働き方意識がずいぶん様変わりしているのではないだろうか。これは私の推測だが、「社員一丸となって」という仲間意識は希薄になり、熱しやすく冷めやすい傾向があるこの世代は、あえて突進せずクールに世渡りするかもしれない。過労死の右肩上がりに歯止めがかかりそうだ。先に述べた「鬼十則」は、今や「裏十則」なるものにとって代わられたらしい。同じ五箇条目はこう変容していた。

「(仕事に) 取り組んだらすぐ放せ。馬鹿にされても放せ、火傷をする前に……。」ものすごい変貌ぶりだ。確実に私の祖父の時代とは意識の流れが変わってきている。

結論として、私が思う働き方改革とは、個々の幸福観改革ではないかということである。仕事が生きがいと人が豪語できる社会は、確かに幸せには違いない。しかし「働くこと」と「自分自身を生きること」を自ら右手と左手の天秤に載せ、

どちらもバランスを崩すことなく、社会という広大な花畑の中で、かけがえのない一輪として咲きたいと願う。たとえ天変地異が起ころうと、春夏秋冬、大地の地面にしっかり根を張った、決して枯れない一輪として。

(注)

- 1) 朝日新聞 2018年7月6日 夕刊「過労死・過労自殺 横ばい 190人 2017年度」
- 2) 朝日新聞 2018年8月29日 夕刊「働き方改革 3800億円計上」

〈参考文献〉

- ・朝日新聞 2018年7月13日～25日 朝刊「教えて！働き方改革関連法」（シリーズ1～7）
- ・朝日新聞 2018年7月28日 朝刊「電通の元上司 不起訴相当」
- ・GIGAZINE 「電通『鬼十則』、そして電通『裏十則』」
URL https://gigazine.net/news/20070316_dentsu10/
閲覧日 2018年9月3日

